

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

- 建築基準法による道路位置の指定……………
- … (都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課)…
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定の一部解除……………
- … (環境局環境改善部化学物質対策課)…
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定 (二件)……………
- … (環境局多摩環境事務所環境改善課)…
- 都道の区域変更……………
- … (建設局道路管理部路政課)…
- 東京都議会議員選挙における選挙の効力及び当選の効力に関する異議申出についての決定……………
- … (選挙管理委員会)…
- 大規模小売店舗立地法に基づく新設の届出……………
- … (産業労働局商工部地域産業振興課)…
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出 (二件)……………
- … (同)…

告示

● 東京都告示第千三百七十六号

建築基準法 (昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。) 第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十九年九月十一日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

指定に係る道路の種類	指定年月日	指定に係る道路の位置	指定に係る道路の延長及び幅員 (単位メートル)
法第四十二条第一項第五号の規定による道路	平成二十九年八月二十五日	狛江市駒井町二丁目三百八十二番一	延長 二〇・七三 幅員 五・〇〇

● 東京都告示第千三百七十七号

土壤汚染対策法 (平成十四年法律第五十三号) 第十一条第二項の規定により、平成二十四年東京都告示第八百六十三号により指定した区域の一部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

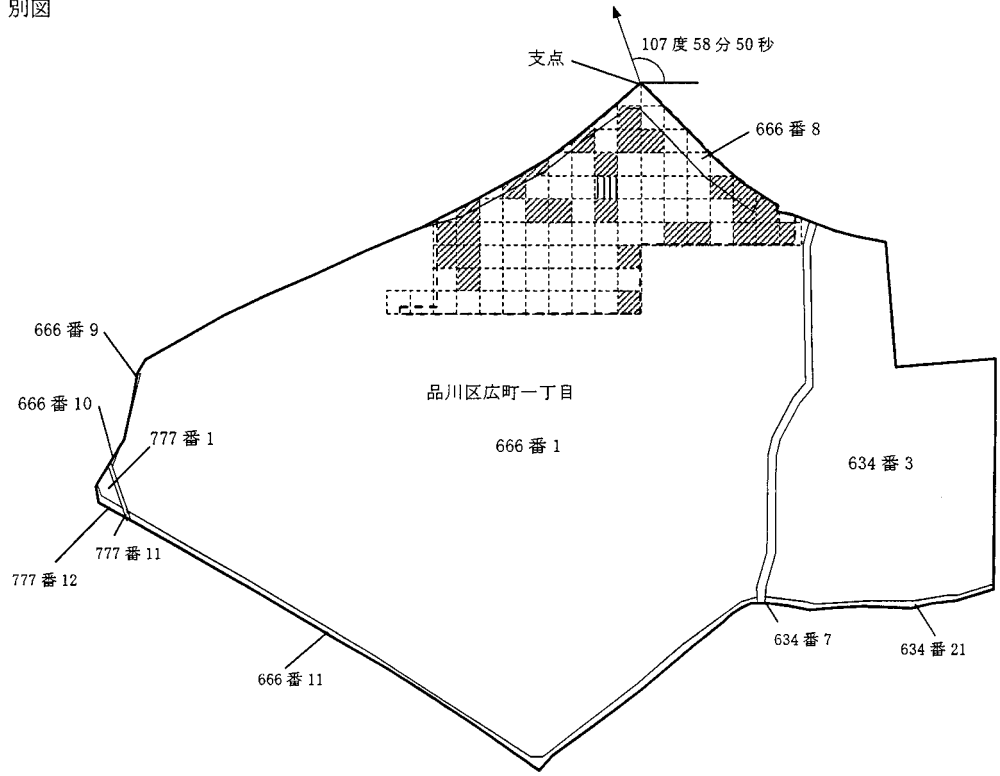
平成二十九年九月十一日

東京都知事 小池 百合子

- 一 指定を解除する区域 別図のとおり (品川区広町一丁目地内)
- 二 土壤汚染対策法施行規則 (平成十四年環境省令第二十九号) 第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 砒素及びその化合物

三 講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染の除去

別図



【凡例】

- 敷地境界
- - - - 調査対象地
- 筆境界
- - - - 単位区画
- //// 形質変更時要届出区域
- ||||| 指定を解除する区画

【凡例】

支点は、品川区広町一丁目 666番1の最北端とする。

【格子の回転角度 (107度58分50秒)】

格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第千三百七十八号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第六條第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該汚染の除去、当該汚染の拡散の防止その他の措置を講ずることが必要な区域（以下「要措置区域」という。）を指定するので、同條第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十九年九月十一日

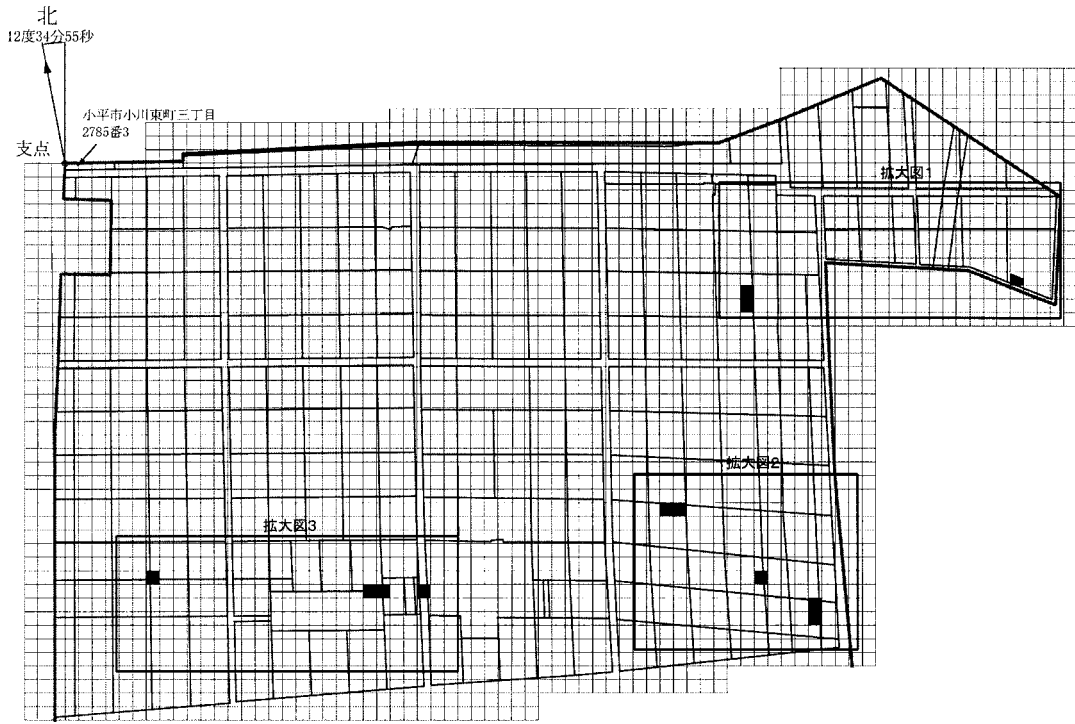
東京都知事 小池百合子

一 要措置区域 別図のとおり（小平市小川東町三丁目地内）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一條第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類、六価クロム化合物、テトラクロロエチレン並びにふっ素及びその化合物

三 当該要措置区域において講ずべき指示措置 地下水の水質の測定

別図



【凡例】

- 敷地境界
- 単位区画
- 要措置区域
- 筆境界

【支点】

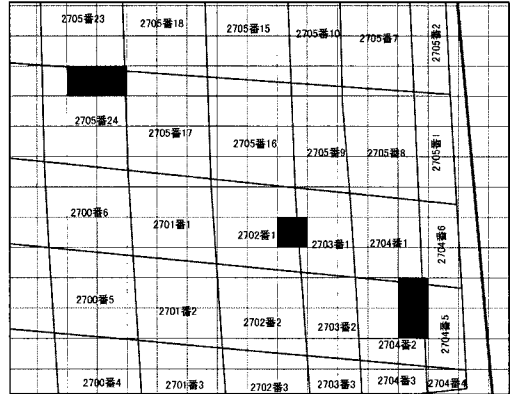
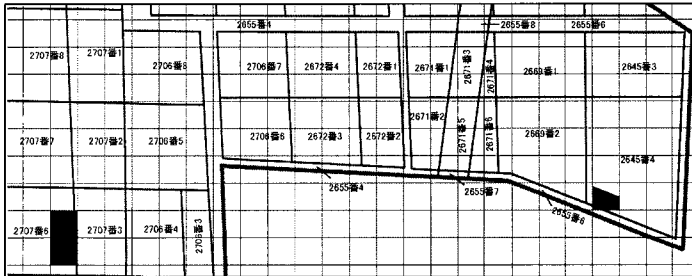
支点は、小平市小川東町三丁目 2785番3の最北端とする。

【格子の回転角度(12度34分55秒)】

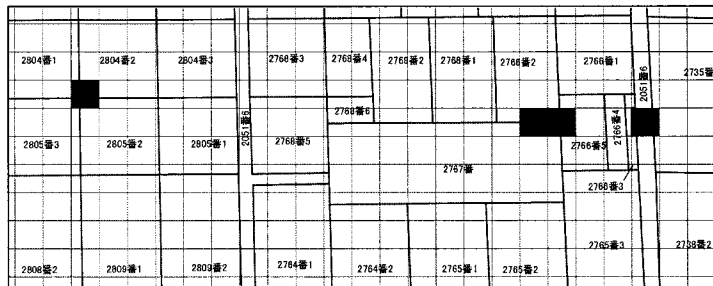
格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

拡大図 1

拡大図 2



拡大図 3



●東京都告示第千三百七十九号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十九年九月十一日

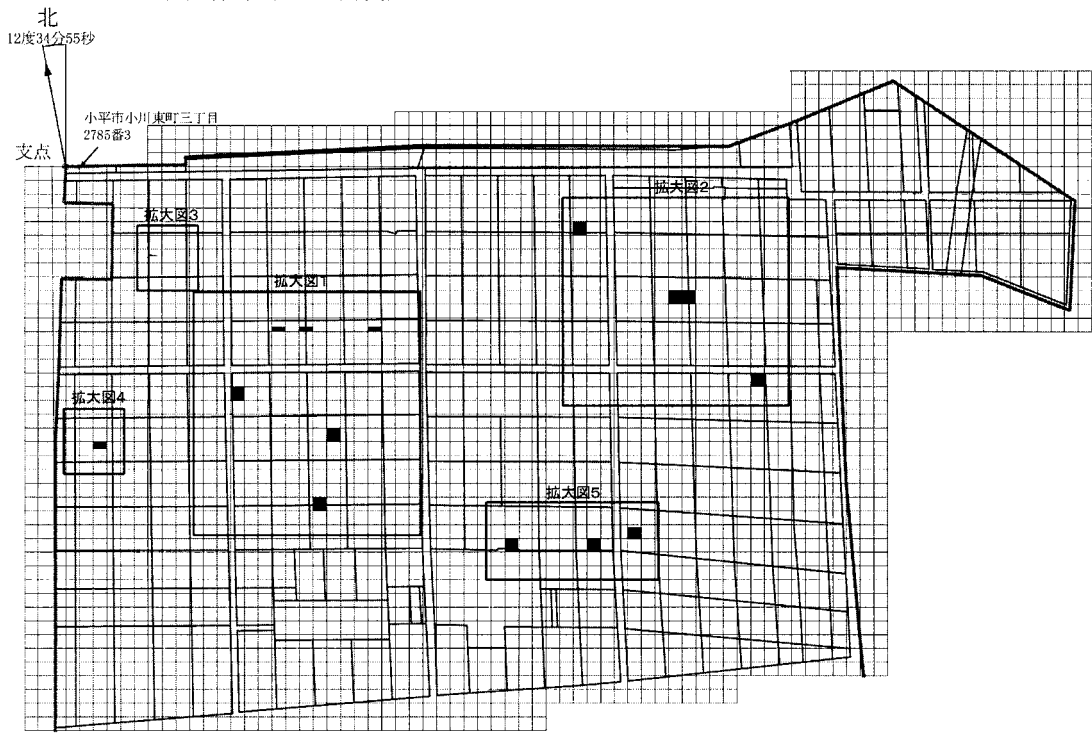
東京都知事 小 池 百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（小平市小川東町三丁目地内）

二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 六価クロム化合物並びに鉛及びその化合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別図



【凡例】

- 敷地境界
- 単位区画
- 形質変更時要届出区域
- 筆境界

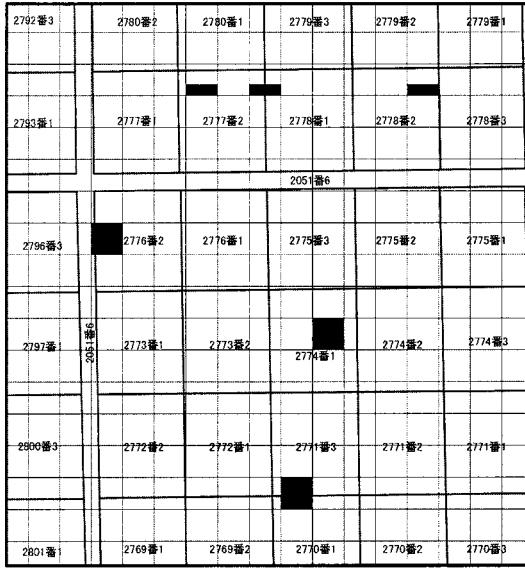
【支点】

支点は、小平市小川東町三丁目2785番3の最北端とする。

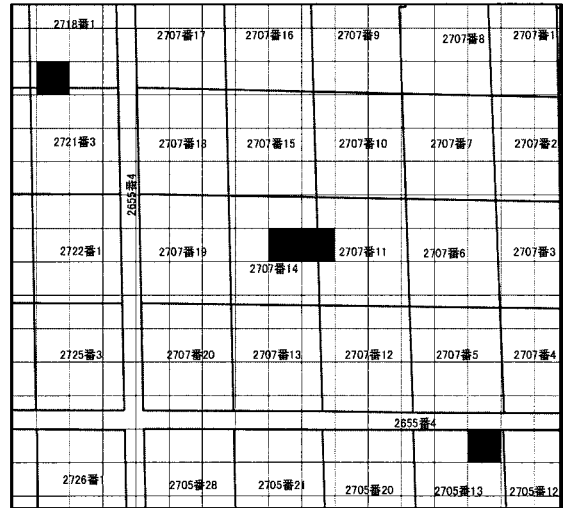
【格子の回転角度(12度34分55秒)】

格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

拡大図 1



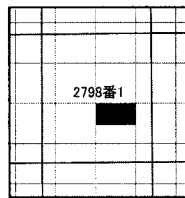
拡大図 2



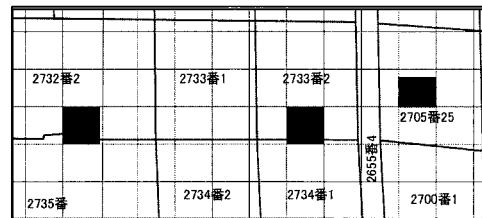
拡大図 3



拡大図 4



拡大図 5



●東京都告示第千三百八十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、都道の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十九年九月十一日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

平成二十九年九月十一日

東京都知事 小池 百合子

一 路線名 中十条赤羽

二 変更の区間 北区赤羽西一丁目四百九十一番三地先から同所四百八十八番三地先まで

三 変更の概要 別図表示のとおり

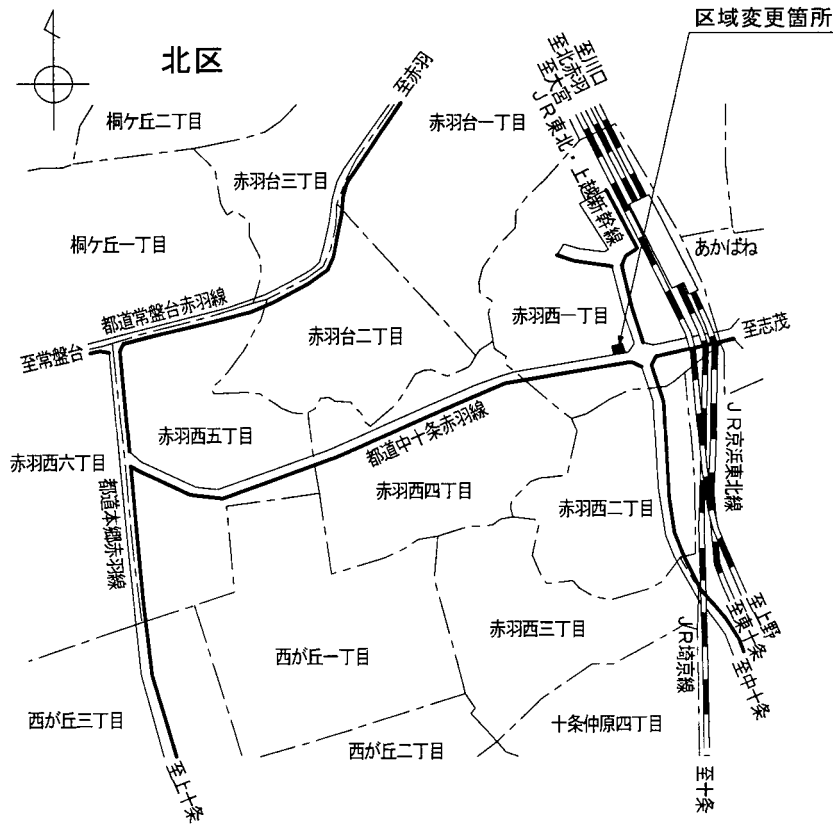
別図

都道中十条赤羽線区域変更略図

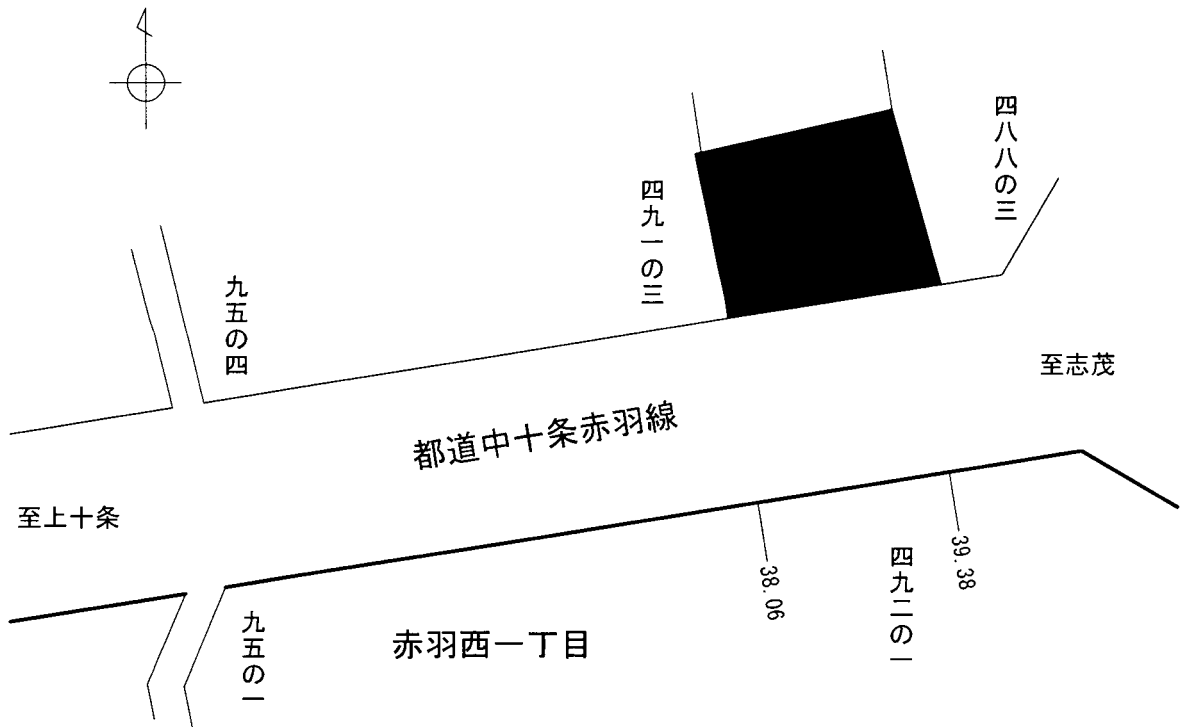
北区赤羽西一丁目地内

- 都道
- 特別区道
- 編入区域

延長 一三・六〇メートル
面積 四一三・九五平方メートル



北区



告 示 (選)

29 選選第 271 号

●東京都選挙管理委員会告示第百三十二号

平成二十九年七月二日執行の東京都議会議員選挙における選挙の効力及び当選の効力に関する異議の申出について、次のとおり決定したので、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第二百五十五条の規定により告示する。

平成二十九年九月十一日

東京都選挙管理委員会

決 定 書

異議申出人 吳 明 昌

上記異議申出人（以下「申出人」という。）から平成29年7月18日に提起された、平成29年7月2日執行の東京都議会議員選挙（以下「本件選挙」という。）における選挙の効力及び当選の効力に関する異議の申出（以下「本件各異議の申出」という。）について、東京都選挙管理委員会（以下「当委員会」という。）は、併合して審査し、次のとおり決定する。

主 文

本件各異議の申出のうち、島部選挙区の当選の無効を求める異議の申出を却下し、その他の異議の申出を棄却する。

決 定 の 理 由

第 1 異議の申出の趣旨及び理由

1 異議の申出の趣旨

申出人が、次の異議の申出の理由により、本件選挙の島部選挙区の当選無効並びに同選挙区及びそれ以外の全選挙区の選挙を無効とする旨の決定を求めるものである。

2 異議の申出の理由

本件各異議の申出の理由は、概ね次のとおりであると認められる。

(1) 選挙供託制度の違憲性

公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「公選法」という。）

第92条は、60万円を供託しなければ東京都議会議員選挙に立候補できないことを定め、経済的余裕のない住民を差別し、立候補の自由を妨げているから、憲法第14条に違反する。

また、本条は、選挙の際に住民が自由に議員を選ぶことを妨げるもの

であるから、地方自治の本旨に反しており、憲法第92条に違反するとともに、地方公共団体の議員を直接選挙することを妨げるものであるから、憲法第93条にも違反する。

よって、選挙供託制度を定めた公選法第92条の規定は無効であり、憲法に違反する法規定の下で行われた本件選挙も、憲法第98条第1項の規定により無効である。

(2) 地方公共団体の議会の議員の選挙区に関する規定の違憲性

公選法第15条等の規定は、地方公共団体の議会の議員の選挙区を定める際に、住民の投票価値の平等を無視して選挙区を定めることができるとしているから、憲法第14条に違反するとともに、地方自治の本旨に反しているから、憲法第92条に違反する。

また、本件選挙は、島部選挙区以外の選挙区の住民が不当に不平等で少ない投票価値の投票を強いられているため、憲法に基づく公正公平な直接選挙とはいえず、憲法第93条に違反する。

以上のとおり、住民の投票価値の平等に反した本件選挙の選挙区割りも憲法違反により無効であり、このような選挙区割りの下で行われた本件選挙も無効である。

(3) 島部選挙区の違法性

本件選挙の島部選挙区は、公選法第15条第2項の規定に違反して定められた選挙区であるから、同選挙区の設定は無効である。違法な選挙区の設定により行われた本件選挙の島部選挙区の選挙は無効であり、同選挙区における当選は無効である。

第2 決定の理由

当委員会は、本件各異議の申出は形式的要件を備えた適法なものと認め、これを受理し、慎重かつ厳正に審理した。その結果は以下のとおりである。

1 申出人の主張に対する当委員会の判断

選挙の効力を争う争訟において選挙が無効とされるのは、公選法第205条第1項の規定により、その選挙に「選挙の規定に違反する」ことがあり、かつ、その規定違反のために「選挙の結果に異動を及ぼすおそれがある場合」に限られている。

この「選挙の規定に違反する」とは、主として、選挙管理の任にある機関が選挙の管理執行の手續に関する明文の規定に違反すること、又は直接

そのような明文の規定がなくとも、選挙の管理執行の手續上、選挙法の基本理念たる選挙の自由公正の原則が著しく阻害されることを指すとされている（最高裁判所昭和27年12月4日判決、最高裁判所昭和61年2月18日判決）。

また、「選挙の結果に異動を及ぼすおそれがある場合」とは、その選挙の管理執行手續に関する規定違反がなかったならば、選挙の結果、すなわち候補者の当落に、現実が生じたところと異なった結果の生ずる可能性のある場合をいうとされている（最高裁判所昭和23年6月26日判決、最高裁判所昭和29年9月24日判決）。

以上の観点から、申出人の主張する本件各異議の申出の理由について、選挙が無効とされる場合に該当するか否か順次検討する。

(1) 異議の申出の理由(1)について

選挙管理委員会をはじめとする選挙管理機関は、公選法に基づいて選挙を管理執行する義務を負うのであり、選挙長が公選法第86条の4第4項の規定に従って同法第92条による供託をしたことを証明する書面が添付された立候補届出を受理することは、何ら選挙の規定に違反していない。

また、申出人は、供託制度が立候補の自由を妨げる等とも主張する。この点、立候補の自由は、自由で公正な選挙を維持する上で重要であるが、選挙制度の仕組みを決定する絶対の基準とはいえず、国会が具体的に定めたところがその裁量権の限界を超えない限り、一定の限度で制約を受けるとしても、やむを得ないとされているところである。

これは、立候補の自由に制約がないとすれば、売名目的、選挙妨害目的など不当な目的を持ち真に当選する意思のない者の立候補による候補者の濫立の事態も容易に予想され、自由で公正な選挙の実現の支障となり、供託制度を設けて、選挙の結果極めて少数の得票にとどまった候補者については供託物の返還をしないと定めることも、立候補について慎重な判断を促し、候補者の濫立による選挙への支障を避けるための制度として、合理性を認めることができ、国会に認められた裁量権を超えるものでなく、供託制度を定めた公選法第92条が憲法第44条、第14条第1項、第15条第1項、第4項に違反しないといふべきだからである（同旨・最高裁判所大法廷平成11年11月10日判決）。

したがって、この点についての申出人の主張は、申出人独自の法律論

に過ぎず、理由がない。

(2) 異議の申出の理由(2)について

申出人は、地方公共団体の議会の議員の選挙区について定める公選法第15条の規定そのものが、憲法第14条等の規定に違反する旨主張する。

しかし、公選法第15条第1項は、都道府県議会の議員の選挙区は1の市の区域、1の市の区域と隣接する町村の区域を合わせた区域又は隣接する町村の区域を合わせた区域のいずれかによることを基本とし、条例で定めるとし、同条第2項は、前項の選挙区は、その人口が当該都道府県の人口を当該都道府県の議会の定数をもって除して得た数(議員1人当たりの人口)の半数以上にならないとき(配当基数0.5未満)は、隣接する他の市町村の区域と合わせて1選挙区を設けること(強制合区)、同条第3項は、1の市の区域の人口が議員1人当たりの人口の半数以上であっても議員1人当たりの人口に達しないときは、隣接する他の市町村の区域と合わせて1選挙区を設けること(任意合区)とし、同条第4項は、1の町村の区域の人口が議員1人当たりの人口の半数以上であるときは、当該町村の区域をもって1選挙区とすることができるとし、同条第5項は、1の市町村の区域が2以上の衆議院(小選挙区選出)議員の選挙区に属する区域に分かれている場合における前各項の規定の適用については、当該各区域を市町村の区域とみなすことができると規定している。

そして、公選法第15条第7項は、同条第1項から第4項まで又は第6項の規定により選挙区を設ける場合においては、行政区画、衆議院(小選挙区選出)議員の選挙区、地勢、交通等の事情を総合的に考慮して合理的に行わなければならないとし、同条第8項は、各選挙区において選挙すべき地方公共団体の議会の議員の数は、人口に比例して、条例で定めなければならないとし、ただし、特別の事情があるときは、おおむね人口を基準とし、地域間の均衡を考慮して定めることができると規定しているものである。

したがって、公選法第15条の規定は、地方公共団体の議会の議員の各選挙区への議員定数の配分について、第1項から第8項までの規定により、人口比例によることを原則としつつも、第8項ただし書により、

特別の事情が存することを理由にその原則を緩和することを認めているのである。さらに、公選法第271条は、「昭和41年1月1日現在において設けられている都道府県の議会の議員の選挙区については、当該区域の人口が当該都道府県の人口を当該都道府県の議会の議員の定数をもって除して得た数の半数に達しなくなった場合においても、当分の間、第15条第2項前段の規定にかかわらず、当該区域をもって一選挙区を設けることができる。」として、特別選挙区を置くことを認めている。

本項の立法趣旨は、いわゆる高度経済成長下にあつて社会の急激な工業化、産業化に伴い農村部から都市部への人口の急激な変動が現れ始めた状況に対応したものとみられるが、都道府県議会の選挙区制については、歴史的に形成され存在してきた地域的まとまりを尊重し、その意向を都道府県政に反映させる方が長期的展望に立った均衡のとれた行政施策を行うために必要であり、そのための地域代表を確保する必要があるという趣旨を含むものと解されるとされている(最高裁判所平成元年12月18日判決・民集43巻12号2139頁)。

これら公選法の趣旨は、近年の人口と行政需要との間に不整合が生じていることにも着目して、議員の定数配分を人口比例で機械的に行うのではなく、地域の特長性に応じた均衡ある地域代表を議会の裁量により確保することを認めるものである。

以上からするならば、公選法の趣旨は、住民代表で構成される議会に地方自治の本旨にのっとり、地域の特長事情を考慮することを認め、機械的な人口比例原則の適用を緩和して地域間の均衡を図りつつ、執行機関である長と議決機関である議会が住民を直接代表する二元的代表制の原則にのっとりた公正かつ効果的な代表の効果を発揮できるように、選挙制度を構成することを認めているというべきである。

したがって、申出人の主張するように、都議会議員の選挙区の決定において、議会に裁量の余地が認められないき束的基準で定数配分を決定しなければならないとまで解することは相当ではないといふべきであり、具体的に決定された選挙区及び定数配分が、議会の裁量権の合理的な行使として是認されるかどうかによつて判断すべきである(最高裁判所第2小法廷平成11年1月22日判決・集民191号219頁、最高裁判所第2小法廷平成7年3月24日判決・集民174号877頁、最高裁判所第3小法廷平成3年4月23日判決・民集45巻4号554頁、

最高裁判所第1小法廷平成27年1月15日判決・裁判所時報1620号19頁）。

東京都議会議員の選挙区及び定数配分に関する条例等の定めは、以下のとおりである。

ア 特例選挙区の設置

東京都議会議員の島部選挙区は、本土と離れた島しょ地域の地理的な特殊性が考慮され、「東京都議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区における議員の数に関する条例（以下「条例」という。）」により公選法第271条に基づく特例選挙区として設置され、定数1が定められている。

イ 本件選挙における選挙区の規定

平成25年国勢調査人口に基づき平成28年6月に条例の一部改正（以下「改正条例」という。）を行い、選挙区間の定数配分が見直されたほか、それまで特例選挙区であった千代田区選挙区が要件を満たさなくなったことから、特例選挙区の対象から外された。

改正条例の下で行われた本件選挙における選挙区間の人口の最大較差（特例選挙区を除く。）は、千代田区選挙区と武蔵野市選挙区間の1対2.48であった。これは、平成25年執行東京都議会議員選挙においては特例選挙区である千代田区選挙区とその他の選挙区間との間の最大較差1対3.21と比較しても、人口較差が改善されているものと認められる。

島部選挙区を特例選挙区としてしていることについては、これまでの都議会議員選挙に係る選挙訴訟においても、適法と判断されているところである（東京高等裁判所平成25年12月25日判決）。

したがって、本件選挙における選挙区及び定数配分の規定は合理性を欠いたものとは認められず、議会の裁量権の行使として合理的な範囲内と是認されるべきである。

したがって、この点についての申出人の主張は理由がない。

(3) 異議申出の理由(3)について

前述(2)で判断したとおり、島部選挙区の規定は議会の裁量権の行使として適法であり、本件選挙における島部選挙区の選挙を無効とすべき理由はない。

したがって、この点についての申出人の主張は理由がない。

なお、申出人は、選挙の無効を理由として島部選挙区の当選の無効をも主張している。

この点、公選法第206条第1項に定める地方公共団体の議会の議員又は長の当選の効力に関する異議の申出は、「その当選の効力に関し不服がある選挙人又は公職の候補者」が提起することができることとされており、その趣旨は、選挙が選挙区ごとに行われるものであることに鑑み、当該選挙区の選挙に参加し得る権利を有する者にその結果の違法を主張する方途を与え、もって選挙に関する法規の適用の客観的適正を期すことにある。

この趣旨に照らせば、同条所定の選挙人とは、選挙区のある選挙においては、当該選挙区に所属し、当該選挙区の選挙に参加し得る権利を有する選挙人に限られると解すべきである（最高裁判所昭和39年2月26日判決）。

しかるに、当委員会の調査の結果、申出人は、本件選挙の当時において島部選挙区の選挙人とは認められなかった。また、申出人は、本件選挙の島部選挙区に係る公職の候補者ではなかった。

したがって、申出人は本件選挙について、公選法第206条第1項所定の「選挙人」又は「公職の候補者」のいずれにも該当しないから、島部選挙区の当選の無効を求める異議の申出は不適法であり、当委員会の審査の対象にはならない。

第3 審理の結果

以上のとおり、本件選挙の島部選挙区について当選の無効を求める異議の申出は、申出人に異議の申出をする資格がなくなされた不適法なものである。

また、本件選挙については、選挙の規定に違反して行われ、かつ、その規定違反のために選挙の結果に異動を及ぼすおそれがある場合に該当する事実とは認められない。

よって、本件各異議の申出については、公選法第216条第1項において準用する行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第1項及び第2項の規定により、島部選挙区の当選無効を求める異議の申出については、不適法として却下し、その余の異議の申出については、棄却することとして、当委員会は、主文のとおり決定する。

平成29年8月9日

東京都選挙管理委員会
委員長 宮崎 章

公選法第203条又は第207条の規定により、この決定に不服があるときは、当委員会を被告として、この決定書の交付を受けた日又は公選法第215条の規定による告示の日から30日以内に、東京高等裁判所に訴訟を提起することができる。

公 告

大規模小売店舗立地法に基づく新設の届出について

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第五条第一項の規定により大規模小売店舗の新設について届出があったので、同条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名（団体にあつては団体名及びその代表者の氏名）(二)住所（団体にあつては所在地）(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、平成二十九年九月十一日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一号）に到着するよう提出してください。

平成二十九年九月十一日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 店舗名 (仮称) オーケー橋場店
- 二 店舗所在地 台東区橋場一丁目二百二番一
- 三 設置者名 オーケー店舗保有株式会社
- 四 設置者住所 神奈川県横浜市西区みなとみらい六丁目三番六号
- 五 小売業を行う者の氏名又は名称 オーケー株式会社ほか未定
- 六 新設をする日 平成三十年四月十一日
- 七 店舗面積の合計 二千九百八十一平方メートル
- 八 駐車場の位置及び収容台数 店舗内 百五十二台

<p>九 駐輪場の位置及び収容台数 店舗内ほか 百四十九台</p> <p>十 荷さばき施設の位置及び面積 店舗内 百二十平方メートル</p> <p>十一 廃棄物等の保管施設の位置及び容量 店舗内 十五・七九立方メートル</p> <p>十二 小売業を行う者の開店時刻 午前八時</p> <p>十三 小売業を行う者の閉店時刻 午後十時</p> <p>十四 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前七時三十分から午後十時三十分まで</p> <p>十五 駐車場の自動車の出入口の数及び位置 一か所 店舗北西側</p> <p>十六 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前六時から午後十一時まで</p> <p>十七 届出日 平成二十九年八月十日</p> <p>十八 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)</p> <p>十九 縦覧期間 平成二十九年九月十一日から平成三十年一月十一日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。</p> <p>二十 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p> <p>大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出に</p>	<p>九 駐輪場の位置及び収容台数 店舗内ほか 百四十九台</p> <p>十 荷さばき施設の位置及び面積 店舗内 百二十平方メートル</p> <p>十一 廃棄物等の保管施設の位置及び容量 店舗内 十五・七九立方メートル</p> <p>十二 小売業を行う者の開店時刻 午前八時</p> <p>十三 小売業を行う者の閉店時刻 午後十時</p> <p>十四 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前七時三十分から午後十時三十分まで</p> <p>十五 駐車場の自動車の出入口の数及び位置 一か所 店舗北西側</p> <p>十六 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前六時から午後十一時まで</p> <p>十七 届出日 平成二十九年八月十日</p> <p>十八 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)</p> <p>十九 縦覧期間 平成二十九年九月十一日から平成三十年一月十一日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。</p> <p>二十 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p>
<p>九 変更を行った小売業者の氏名又は名称 京王食品株式会社ほか1名</p> <p>八 変更後の小売業者の氏名又は名称 京王書籍販売株式会社ほか5名</p> <p>七 変更前の小売業者の氏名又は名称 株式会社京王ストアほか4名</p> <p>六 変更後の設置者の代表者名 紅村 康</p> <p>五 変更前の設置者の代表者名 永田 正</p> <p>四 設置者住所 新宿区新宿三丁目一番二十四号</p> <p>三 設置者名 京王電鉄株式会社</p> <p>二 店舗所在地 府中市府中町一丁目二番地の一ほか</p> <p>一 店舗名 京王府中駅ビル</p>	<p>ついで</p> <p>大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。</p> <p>なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあつては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあつては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、平成二十九年九月十一日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するように提出してください。</p> <p>平成二十九年九月十一日</p> <p>東京都知事 小 池 百合子</p>
<p>八 変更前の小売業者の氏名又は名称 株式会社東急ストアほか七十九名</p> <p>七 変更後の設置者の代表者名 大隈 郁仁</p> <p>六 変更前の設置者の代表者名 三枝 利行</p> <p>五 変更を行った設置者名 東急不動産株式会社</p> <p>四 設置者住所 渋谷区代々木二丁目二番二号ほか</p> <p>三 設置者名 東日本旅客鉄道株式会社ほか三名</p> <p>二 店舗所在地 大田区西蒲田七丁目六十九番一号ほか</p> <p>一 店舗名 蒲田東急プラザ、蒲田駅ビル東館、蒲田駅ビル西館</p>	<p>称</p> <p>十 変更前の小売業者の代表者名 川島 純一(京王食品株式会社)ほか</p> <p>十一 変更後の小売業者の代表者名 岡村 達矢(京王食品株式会社)ほか</p> <p>十二 変更日 平成二十九年六月三十日ほか</p> <p>十三 届出日 平成二十九年八月十四日</p> <p>十四 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)</p> <p>十五 縦覧期間 平成二十九年九月十一日から平成三十年一月十一日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。</p> <p>十六 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p>

<p>九 変更後の小売業者の氏名又は名称 株式会社東急ストアほか百三十名</p> <p>十 変更を行った小売業者の氏名又は名称 株式会社銀座コージコーナーほか十三名</p> <p>十一 変更前の小売業者の住所 八王子市石川町二千九百六十九番地五(株式会社魚力) ほか</p> <p>十二 変更後の小売業者の住所 立川市曙町二丁目八番三号(株式会社魚力) ほか</p> <p>十三 変更前の小売業者の代表者名 中島 英樹(株式会社銀座コージコーナー) ほか</p> <p>十四 変更後の小売業者の代表者名 山内 純一(株式会社銀座コージコーナー) ほか</p> <p>十五 変更日 平成二十九年八月三十一日ほか</p> <p>十六 届出日 平成二十九年八月十八日</p> <p>十七 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)</p> <p>十八 縦覧期間 平成二十九年九月十一日から平成三十年一月十一日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。</p> <p>十九 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p> <p>大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第六条第二項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、</p>	<p>その届出及び添付書類を縦覧に供する。</p> <p>なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあつては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあつては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、平成二十九年九月十一日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するように提出してください。</p> <p>平成二十九年九月十一日</p> <p>東京都知事 小 池 百合子</p> <p>京王府中駅ビル</p> <p>府中市府中町二丁目二番地の一ほか</p> <p>京王電鉄株式会社</p> <p>新宿区新宿三丁目一番二十四号</p> <p>店舗西側 百八十三平方メートル</p> <p>変更前の荷さばき 施設の位置及び面積</p> <p>変更後の荷さばき 施設の位置及び面積</p> <p>店舗西側 七十九平方メートル</p> <p>変更前の廃棄物等の保管施設の位置及び容量 店舗西側 二十一・六一立方メートル</p> <p>変更後の廃棄物等の保管施設の位置及び容量 店舗西側 十二・五八立方メートル</p> <p>変更日 平成三十年四月十五日</p> <p>届出日 平成二十九年八月十四日</p> <p>縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番</p>
<p>十二 縦覧期間 平成二十九年九月十一日から平成三十年一月十一日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。</p> <p>十三 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p>	<p>一 店舗名 蒲田東急プラザ、蒲田駅ビル東館、蒲田駅ビル西館</p> <p>二 店舗所在地 大田区西蒲田七丁目六十九番一号ほか</p> <p>三 設置者名 東日本旅客鉄道株式会社ほか三名</p> <p>四 設置者住所 渋谷区代々木二丁目二番二号ほか</p> <p>五 変更前の開店時刻 午前六時ほか</p> <p>六 変更後の開店時刻 二十四時間営業ほか</p> <p>七 変更前の閉店時刻 午前零時ほか</p> <p>八 変更後の閉店時刻 二十四時間営業ほか</p> <p>九 変更前の荷さばき 施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前六時から午後八時三十分までほか</p> <p>十 変更後の荷さばき 施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前四時から午後十一時三十分までほか</p> <p>十一 変更日 平成二十九年八月三十一日</p> <p>十二 届出日 平成二十九年八月十八日</p> <p>十三 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)</p>

十四 縦覧期間

平成二十九年九月十一日から平成三十年一月十一日まで。ただし、東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。

十五 縦覧時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

発行

東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一號
電話 〇三(五三二)一一一一(代)

郵便番号
163-8001

定価

本号
一箇月 五〇円
六、六〇〇円
(郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社
東京都文京区白山二丁目十三番七號
電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
113-0001

